

農地中間管理事業に関するお知らせ

農地中間管理事業は、農地中間管理機構が、農地の借受け・貸付け等を行うことにより、担い手への農地集積・集約化を推進するものです。

農地中間管理事業により農地を貸し付けた場合、土地所有者や地域等に対して、一定の条件のもと、以下の協力金が交付されます。

◆個々の農家への支援

- 機構に農地を貸し付けることにより
- 経営転換する農業者 ●リタイアする農業者
- 農地の相続人で、農業経営を行わない方

①経営転換協力金

新規集積農地面積【※1】	2.5万円／10a
それ以外	2.3万円／10a
(1戸あたり上限額	70万円／戸)

※国の予算によっては、交付単価が変わる場合があります。

- 機構の借受け農地に隣接する農地または2筆以上の農地で、
- 自ら耕作する農地を機構に貸付けた所有者
- 所有者が農地を機構に貸付けた場合は耕作者

②耕作者集積協力金

新規集積農地面積【※1】	1.0万円／10a
それ以外	0.8万円／10a

※①、②とも10年以上の貸付けであることが条件です。

※同年度に①と②の両方を申請することはできません。

【※1】「新規集積農地面積」とは、機構への貸付前1年間に、担い手【※2】以外の農業者が耕作していた農地を、担い手に貸し出した農地面積です。

【※2】担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営のことです。

◆地域に対する支援

※国の予算によっては、交付単価が変わる場合があります。

「人・農地プラン」など地域の話し合いにより、地域の一定割合以上の農地を機構に貸し付けた場合、地域に交付されます。交付金の使途は地域の話し合いで決めることができます。

(交付には地域での農地集積・集約化の話し合いが必要です。)

③地域集積協力金

機構への貸付割合	2割超5割以下	5割超8割以下	8割超
交付額	0.3万円／10a	0.6万円／10a	0.9万円／10a

農地所有者への固定資産税の軽減があります

平成28年度以降、農地中間管理機構に所有する全農地（10a未満の自作地を除く）を10年以上貸し付けた場合、固定資産税が一定期間、軽減されます。

- ① 貸付期間が10年以上15年未満の場合 ・・・ 3年間、二分の一に軽減
- ② 貸付期間が15年以上の場合 ・・・ 5年間、二分の一に軽減

荒れた農地を放置している方はご注意ください！

耕作を放棄し、荒れたままになっている農地（遊休農地といいます。）を、耕作または管理の再開をしなかったり、誰にも貸さないでおくと、将来、その農地の固定資産税が約1.8倍になることがあります。耕作や草刈りなどの管理を再開するか、農業委員会が行う『利用意向調査』で「農地中間管理機構へ貸し付けをする。」との意思を表明することで、対象でなくなりますので、貸し付けなどをご検討してはいかがでしょうか。

詳しくは、農業委員会事務局または、各庁舎分室へお問い合わせください。